

岩手県告示第 713 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 9 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 盛岡横手線
- 2 供用開始の区間 和賀郡西和賀町沢内字川舟 38 地割 21 番地先から 39 地割 346 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 21 年 9 月 8 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局北上総合支局土木部
  - (2) 期間 平成 21 年 9 月 8 日から同年 10 月 8 日まで